

平成30年8月16日付30福高発第10978号福祉部長決定

令和元年6月7日付31福高発第10474号福祉部長決定

## 1 大田区における地域ケア会議の階層

介護保険法第115条の48第1項に、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、市町村は地域ケア会議の設置に努めなければならないと定められている。

大田区地域ケア会議は、おおた高齢者施策推進プランの基本理念である、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現をめざして実施する。

大田区において、地域ケア会議は次の3階層に分けて行う。

- (1) 個別レベル会議
- (2) 圏域レベル会議（日常生活圏域レベル（18圏域）・基本圏域レベル（4圏域））
- (3) 区レベル会議

各会議の詳細については、以下のとおりとする。

## 2 個別レベル地域ケア会議

- (1) 目的 多職種や地域との連携により高齢者の個別課題の解決策について検討を行い、その検討の結果や経過から地域課題の抽出を行う。また、介護支援専門員の資質向上を目的としたケアマネジメント支援等を行う。

ア 重複課題等の支援困難ケース

イ 介護支援専門員の資質向上を目指して取り上げるケース

（介護支援専門員からの持ち込み、多数回の訪問介護〈生活援助型中心型〉のケアプラン など）

ウ 自立支援計画作成ケース

エ その他

- (2) 主催者 地域包括支援センター

- (3) 構成員

会議の内容・目的に即した参加者を選定し構成員とする。

ア 本人とその家族

- イ 地域包括支援センター、介護事業所
- ウ 民生委員、本人に関係する地域住民、(自治会・町会の関係者、シニアクラブ等も含む)、シルバー人材センター職員、老人いこいの家職員、地域の商店・事業所、社会福祉協議会、その他福祉関係専門職など
- エ 課題について、専門的見地から意見を述べることのできる医師、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士等の専門職
- オ その他会議の開催にあたり意見を聞くことが必要な者

※介護事業所が参加する場合、それ以外の少なくとも1主体をウ・エのいずれかから選出し、参加者とする

- (4) 開催頻度 地域包括支援センターごとに月1回程度開催する  
(ケース・件数等に応じて調整して開催する)

- (5) モニタリングについて

会議の検討を経て合意形成された事項については、その実施状況及び実施の効果を、介護支援専門員又は地域包括支援センターが確認する。モニタリングの時期は、会議において定める。

- (6) フォローアップについて

上記モニタリングの結果、地域包括支援センターが必要と判断した場合は、フォローアップを実施する。フォローアップの内容や期間、会議の開催時期は、フォローアップ実施を決定した際にあわせて計画する。

- (7) 個人情報について

会議の開催にあたり、職務上守秘義務が課せられている者以外の者が参加する場合は、介護保険法第115条の48、第205条第2項に基づき、守秘義務を課し、誓約書〈別紙1のとおり〉を提出させる。

会議で使用する書類について、個人情報が記載してある場合は、会議終了後に回収する。

- (8) 本人同意について

会議の開催にあたり、本人同意については当該対象者に合った方法で意思の確認をとる。

### 3 圏域レベル地域ケア会議

#### ○日常生活圏域レベル地域ケア会議（18圏域）

(1) 目的 日常生活圏域における、多職種による多様な視点からの地域課題解決や社会資源開発、ネットワーク構築にむけた検討を行う。

ア 個別ケースの課題解決等により抽出・蓄積された地域課題の把握、整理、分析、情報共有及びその解決策の方向性の検討

イ 地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要なまたは不足している社会資源の開発やネットワークの構築

(2) 主催者 地域包括支援センター

(3) 構成員

会議の内容・目的に即した参加者を選定し構成員とする。

ア 地域包括支援センター、地域福祉課

イ 課題解決のために必要な社会資源

(特別出張所、自治会・町会、民生委員、介護事業所、地域の商店・事業所・企業、社会福祉協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、医師、薬剤師、理学療法士 など)

(4) 開催頻度 日常生活圏域ごとに年2回程度

(ケース・件数等に応じて調整して開催する)

(5) 事前調整 日常生活圏域レベル地域ケア会議開催前に、必要に応じて地域福祉課と連携・協働して行う。

調整例)・関係者で個別ケースからの課題出しや構成員等を検討

・各地縁団体へ地域ケア会議開催について 周知・出席依頼 等

#### ○基本圏域レベル地域ケア会議（4圏域）

(1) 目的 日常生活圏域レベル会議で話し合われたテーマ、課題を集約及び整理し、区レベル会議に提出する課題の選定、解決策の方向性など整理・調整する。

区レベル会議から基本圏域レベル会議にフィードバックされた課題等について地域の実情にあわせた具体策等の再整理、検討、調整等を行

い、区レベル会議に再提出する。

(2) 主催者 地域福祉課

(3) 構成員

会議の内容・目的に即した参加者を選定し構成メンバーとする。

ア 地域福祉課、地域包括支援センター

イ 高齢福祉課

ウ 課題解決のために必要な社会資源

(特別出張所、自治会・町会、民生委員、介護事業所、地域の商店・事業所・企業、社会福祉協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、福祉・医療の専門職 など)

(4) 開催頻度 地域福祉課で年2回程度

(5) 案件提出 庁内検討委員会開催日の2週間前を目安に、区レベル会議に諮る議題(案件)を高齡福祉課に提出する。

なお、提出日直近の高齡者サービス調整会議にて報告し、課題・解決策の方向性等について部内調整・確認を行っていることが望ましい。

#### 4 区レベル地域ケア会議

(1) 目的 個別・圏域レベル地域ケア会議から抽出された、大田区の高齡者の課題解決にむけた施策検討、提言。

必要に応じて次期計画に掲載する事業等の検討。

ア 討議の結果、すぐに事業化すべき又は実施可能と判断された事項は関係各署と調整し、予算要求、必要な事務手続き等を経てすみやかに実施、または実施を働きかける。

イ 討議を経て、次期の計画事業とすることが適当と判断されたものについては計画策定への調整作業を進める。

ウ 討議の結果は、必要に応じ圏域レベル会議にフィードバックする。

(2) 主催者 高齢福祉課

(3) 構成員 大田区高齢者福祉計画推進会議委員

(学識経験者、弁護士、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉関係職員、地域関係者、公募委員)

(4) 開催頻度 年2～3回程度

(テーマ・件数等に応じて調整して開催する)

開催の基本スケジュールは別紙2のとおり

(5) 庁内検討委員会 圏域レベル会議で検討されたテーマ、課題等について、庁内関係部署間の調整のため、区レベル会議の前段階に行う。

課題・解決策の方向性の調整・確認を行う。

## 5 共通事項 等

(1) 地域ケア会議の機能とPDCAサイクルの活用について

地域ケア会議の実施にあたっては、各階層においてPDCAサイクルの考え方を活用して行う。

地域ケア会議のもつ5つの機能は、相互に循環しながら、各階層の会議にフィードバックする。

ア 個別課題の解決

個別ケースが抱える課題や問題点について、関係者や専門職など複数の視点により、本人の在宅生活を支えるための支援を検討し、実践にむけた対応を協議する。また、介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握及び課題解決のため、地域の社会資源の発掘・地域包括支援ネットワークの構築を図る。

ウ 地域課題の発見

複数の個別ケースの検討や地域包括支援ネットワークの構築過程から浮き上がる、地域課題を抽出する。

エ 地域づくり・資源開発

抽出された「地域課題」に対し、地域の特性にあわせた解決策の検討を通じて、関係機関との連絡調整及び役割分担を図り、地域の力を引き出す提案

を行い、課題解決に必要な地域づくり、資源開発につなげる。

#### オ 政策の形成

介護、医療、予防等などの多職種の視点から大田区の高齢者に必要な社会基盤の整備等について政策提言を行う。

なお、地域ケア会議の個別レベル会議についてはオを除くすべて、基本圏域レベル会議、区レベル会議については、アを除くすべての機能を有するものとする。

### (2) 結論・記録の共有

#### ア 個別レベル会議

会議中、参加者で折に触れ合意事項などを確認しあい、結論を共有する。

なお、個別ケースにおける地域の各主体が行う対応策（支援者・支援内容等）については、会議後も支援者各自が支援内容の確認ができる材料を確保する。

#### イ 圏域レベル会議（日常生活圏域・基本圏域）

会議中、参加者で折に触れ合意事項などを確認しあい、結論を共有する。

区へ報告書を作成、提出する。

#### ウ 区レベル会議

構成員へ議事録等概要の送付及びホームページに掲載

#### エ 使用様式

個別レベル会議では、結果報告にあたり別紙3を使用する。

日常生活圏域レベル会議では、結果報告にあたり別紙4を使用する。

区レベル会議をはじめとする各会議では、討議・報告にあたり別紙5を使用できる。

## 6 開催日程

### (1) 開催計画

会議の開催にあたっては、参加者の日程調整と円滑な会議運営のために開催計画をたてるなど、計画的に実施するよう努める。

### (2) 区レベル会議

高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議と同時開催とし、原則6月・2月の開催とする。ただし、必要に応じて10月の開催も可能とする。

(推進会議は、毎年6、10、2月に開催予定。ただし計画策定年次を除く)

### (3) 圏域レベル会議、個別レベル会議

区レベル会議開催日程をふまえたうえで、各会議の主催者が緊密に連携し開催計画をたてることとする。

別紙1 誓約書

別紙2 地域ケア会議区レベル会議 開催基本スケジュール

別紙3 大田区地域ケア会議個別レベル会議報告書

別紙4 日常生活圏域レベル地域ケア会議実施報告書

別紙5 地域ケア会議検討シート

# 誓 約 書

私は、介護保険法第 115 条の 48、第 205 条第 2 項に基づく守秘義務及び罰則を理解し、大田区地域ケア会議にあたって知り得た個人の情報について守秘することを誓います。

対象者氏名：

年 月 日

	氏 名	本人との関係（所属）
出席者		

（介護保険法）

第115条の48

市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第205条

- 2 （略）又は第百十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。



## 地域ケア会議区レベル会議 開催基本スケジュール（計画期ごと 3年周期）

地域ケア会議区レベル会議は、おおた高齢者施策推進プラン推進会議と同日に開催する。

	時期	開催
各期1年目	6月	【会議前調整】 （・高齢者サービス調整会議） ・庁内検討委員会
		<b>おおた高齢者施策推進プラン推進会議</b> <b>地域ケア会議 区レベル会議</b>
	10月	（推進会議で必要に応じ中間報告）
	2月	【会議前調整】 （・高齢者サービス調整会議） ・庁内検討委員会
<b>おおた高齢者施策推進プラン推進会議</b> <b>地域ケア会議 区レベル会議</b>		
<b>&lt; 委員改選 &gt;</b>		
各期2年目	6月	【会議前調整】 （・高齢者サービス調整会議） ・庁内検討委員会
		<b>おおた高齢者施策推進プラン推進会議</b> <b>地域ケア会議 区レベル会議</b>
	10月	（推進会議で必要に応じ中間報告）
	2月	【会議前調整】 （・高齢者サービス調整会議） ・庁内検討委員会
<b>おおた高齢者施策推進プラン推進会議</b> <b>地域ケア会議 区レベル会議</b>		
各期3年目	年5回 開催	～ 計画策定年次 ～ <b>おおた高齢者施策推進プラン推進会議</b> <b>（地域ケア会議 区レベル会議）</b>

※原則的な考え方である。

※必要に応じ、意見交換会を開催する（テーマごと、随時）

区レベル会議内容（テーマ・課題の内容や検討の進捗状況等により選択）

- ・テーマ・課題の討議（予算化、事業化、計画化にむけ）
- ・意見交換会からの報告、決定
- ・区への提案についての討議
- （・討議結果の基本圏域へのフィードバック、各基本圏域からの検討結果報告）

大田区 個別レベル地域ケア会議報告書		管理者 (センター長)		
地域包括支援センター _____ 担当 _____				
開催日 _____ 開催場所 _____		開催時間 : ~ :		
I 会議区分	支援困難 ・ 自立支援 ・ CM支援 ・ その他( )			
II 会議出席者 (所属、氏名)	…………… 出席者を「、」でつないで記載し、不要な「、」を削除すると、下に出席者数が自動的に表示されます。 計 11 名	本人の出席 : 有 ・ 無 家族の出席 : 有 ・ 無 医師の出席 : 有 ・ 無 専門職以外の出席: 有 ・ 無		
III 対象者情報	氏名: _____ (男・女) _____ 歳 介護認定 : 自立・申請予定・申請中・事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 会議開催についての本人同意 : 平成 年 月 日 確認済			
IV 会議開催理由				
V 会議開催前の課題分析	課題	背景(本人・その他の要因)		
VI 会議で決められた今後の方針	①	行動する人(誰が)	行動内容(何を)	実行の確認時期(一次モニタリング)
	②			
	③			
	④			
	⑤			
VII 解決に向けた方針が決まらなかった課題		再検討の時期・方法		
IX Vの効果検証(二次モニタリング)	検証する項目	検証方法	時期	
	地域の共通課題かもしれないと思われる課題があれば記載する。			
IX 地域課題のタネ				

日常生活圏域レベル地域ケア会議実施報告書	
包括名	地域包括支援センター ○○
地域議題 テーマ	
選定理由	
開催日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分 < 分間 >
場所	
出席人数 出席者	
会議概要	
決定事項 ・ 役割分担	
残された 課題	
今後の 対応	

(※各地区で使用)

## 地域ケア会議 検討シート

課題解決に向けた具体的な取組と役割分担 ※それぞれの主体が少しでもできること。できそうなこと。一主体で抱え込まない。

地域の各主体	本人・家族	地域住民	地域団体 <small>〔自治会・町会・民協・シニアクラブ等〕</small>	地域資源 <small>〔商店・事業所・企業等〕</small>	専門機関 <small>〔福祉・医療・法律等の専門職〕</small>	地域包括支援センター	社会福祉協議会	大田区	
<b>現状の取組</b>    <b>これからできそうなこと、取組むべきこと</b>									

( )